

保証限度額について

保証限度額

保証限度額：一律 2,000万円

※ 住宅1棟あたりの延床面積にかかわらず一律の限度額となります。

※ 保証限度額は保証期間（最長60年間）を通算しての住宅1棟あたりの累積金額となります。

保証免責事由について

■ 不具合事故が下記の事由によって生じた場合及び下記に定める事由に該当する場合には対象外となります。

- (1) 地震、台風、暴風雨、積雪、噴火、洪水、津波、落雷、竜巻、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、若しくはこれらに類似する自然現象および不可抗力により地盤が変化し、それによる建物や地盤の破壊等による不具合。
- (2) 地盤の沈下、隆起、移動、振動軟弱化、若しくはこれらに類似する自然現象による不具合。
- (3) 火災、爆発、暴動、戦争、革命、内乱、若しくはこれらに類似する事象または暴動による偶然、外来の不具合。
- (4) 近隣土木工事（盛土、切土、造成、杭打ちなど）の影響による予測困難な引き渡し後の地盤変動、土砂崩れ等による不具合。
- (5) 所有者または使用者の故意による事故、または重大な過失での事故。または、著しく不適切な維持管理および通常予測される使用状態と著しく異なる使用による不具合。
- (6) 住宅の性質による結露または瑕疵によらない住宅の自然の消耗、摩擦、さび、かび、腐敗、変質、変色および表化粧材の割れ、ぬじれ、若しくはこれらに類似する事象、およびこれが原因で生じた不具合。
- (7) 適用住宅の建築請負契約または売買契約締結時の実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた不具合。
- (8) 住宅所有者の指示に対し、登録事業者がその不適切を指摘したにもかかわらず、住宅所有者が採用させた設計、施工方法、若しくは資材に瑕疵があった場合、または登録事業者以外の者の施工に瑕疵があるなど、登録事業者以外の者に帰すべき事由の場合の不具合。
- (9) 設計、施工において故意または重過失による不適切な行為が発見された場合の不具合。
- (10) 重量車両、鉄道等の通行による振動等に起因する不具合。
- (11) 植物の根等の成長および小動物の害に起因する損傷、機能不良、適用住宅の虫食い、ねずみ食い、若しくはこれらに類似する事象、およびこれが原因で生じた不具合。
- (12) 浴室の水漏れ、設備の不良など設備機器の工事や製品に起因する不具合。
- (13) 地中構造物、地中埋設物、若しくはこれらに類似するものが原因で生じた不具合。
- (14) 設計時に考慮されていない重量積載物に起因した不具合。
- (15) 適用住宅に採用された工法に伴い、通常生じうる雨水の侵入、隙間、たわみ等に起因した不具合。
- (16) 白蟻の食害に起因した不具合。
- (17) 地下水の汲み上げ等の工事に起因した不具合。
- (18) 地下室部分への雨水、地下水等の侵入による不具合。
- (19) 対象住宅引き渡し後の増築、改築、修補の工事、またはそれらの工事部分の瑕疵による不具合。
- (20) 瑕疵に起因して生じた傷害、疾病、後遺障害、死亡や対象住宅以外の財物の滅失もしくは、き損または適用住宅や財物の使用の阻害。
- (21) 基礎、地盤改良、地盤補強、若しくはこれらに類似する部位の設計、施工の瑕疵に起因する不同沈下による不具合。

留意事項について

- (1) 最長60年長期保証プログラムは、保証であり、住宅瑕疵担保責任保険の代替となる保険ではございません。
- (2) メンテナンス保証は新築住宅の請負契約又は売買契約を締結した住宅会社さまが施工した新築工事の保証対象部位の有償メンテナンス工事の不具合の修補工事が保証対象となり、メンテナンス工事費用を保証するものではありません。
- (3) 当機構が保証の延長をお断りしたことにより生じた、いかなる損害についても、当機構はその責任を負いません。
- (4) 当機構はクーリングオフ制度を適用しており、当機構が定めた期間内に各種お申込をクーリングオフすることができます。
- (5) 建物保証期間中の当機構以外の都合による中途解約の場合、保証料は、いかなる理由にかかわらず返金できません。
- (6) 最長60年長期保証プログラムの詳しい内容は約款をご確認ください。



最長60年長期保証プログラムは、保証であり、保険ではございません。

最長60年長期保証プログラム



家づくりの自信を保証で支える。

クラシアグループは「暮らし幸せ」をお手伝い。



最長60年長期保証プログラム3つのポイント

- 最長60年間の保証でお客様に安心をお届けします。**
初期保証は20年間、以降10年ごとの延長で最長60年間の住宅長期保証に対応いたします。
- メンテナンス保証で住宅の長期的な維持管理に貢献します。**
保証対象部分の有償メンテナンス工事も、追加保証料なしで修補工事が保証対象となります。
- 倒産、廃業時でも保証が継続します。**
保証が継続するだけでなく、アフターサービスの窓口としてお客様の相談をお受けします。

保証期間について

- 初期の保証期間は20年間**
住宅会社さまの保証として、引き渡し日から20年間ご利用いただけます。
- 保証期間の延長で最長60年間**
20年目以降、10年ごとの延長で最長60年目までとなります。



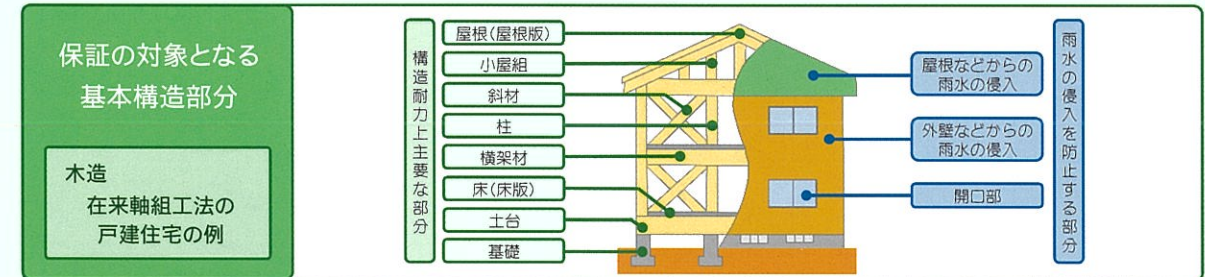
- 保証の延長について**
 - 保証期間が終了する日の30日前までに保証延長申請を行う必要があります。
 - 延長には当機構の承認が必要であり、必ずしも延長ができるものではありません。
 - 住宅会社さまが廃業、倒産されている場合、延長できない場合がございます。
 - 保証延長の際に必要なと判断される有償メンテナンス・修補を行っていただく必要があります。
 - 当機構の判断により、保証延長をお断りさせていただく場合がございます。

適用住宅について

- ご利用いただける住宅の条件**
住宅瑕疵担保履行法に基づいた住宅瑕疵担保責任保険（住宅瑕疵担保履行法第19条第1号又は第2号に規定する保険）に加入している新築の一戸建て住宅又は二世帯住宅であり、当機構が別途定めた基準に適合していること。
※ 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等、構造種別にかかわらず、ご利用いただけます。
※ 併用住宅の場合は、ご利用いただけるか事前にご相談ください。 ※ 賃貸住宅、共同住宅、長屋等のご利用いただけません。

保証内容について

- 新築工事の保証**
住宅瑕疵担保履行法で定める構造耐力上主要な部分および雨水の侵入を防止する部分で新築工事の不具合があった場合、修補工事が保証対象となります。
- メンテナンス工事の保証**
新築工事の保証対象部分での有償メンテナンス工事に不具合があった場合、追加保証料なしで修補工事が保証対象となります。
※ メンテナンス工事の保証は新築時から保証を付保している場合に限り、ご利用いただけます。
※ 既存住宅等、メンテナンス工事を行う時点からの途中加入でのご利用はいただけません。
- 廃業・倒産時の保証**
住宅会社さまの万が一の廃業・倒産時でも、保証は継続します。
※ 保証期間は廃業・倒産時点での保証期間満了時までとなります。
- 売却時・相続時の保証**
住宅の売却や相続等で所有者が変わる場合、保証契約を新しい所有者に変更することができます。
※ 保証契約の変更には当機構が定める手数料が必要となります。
※ 住宅会社さまの保証が新しい所有者さまに変更されない場合、当協会の保証契約の変更はできません。



保証料・事業者登録料について

- 初期保証20年間の保証料** ※ 保証料は消費税非課税となります。
引き渡し日から20年目までの保証料：別紙料金表をご確認ください。
※ 住宅1棟あたりの延床面積により料金が異なります。
- 延長保証10年間の保証料** ※ 保証料は消費税非課税となります。
20年目以降の10年ごとの延長保証料：別紙料金表をご確認ください。
※ 住宅1棟あたりの延床面積により料金が異なります。
- 事業者登録料** ※ 登録料には別途消費税が必要となります。
登録料：別紙料金表をご確認ください。
※ 建物最長60年保証をご利用いただく際、事前に事業者登録が必要となります。

